

【 記入例 】

借入状況等申告書

申告書を提出する日付を記入

公立学校共済組合滋賀支部長 様

令和 元年 4 月 10 日

申込人	所属所名	大津市立大津小学校		(Tel) 077-528-2554
	職名	フリガナ	しが ふくこ	
	教諭	氏名	滋賀 福子	

※必ず本人が署名・押印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

スタンプ印不可

貸付申込書と同じ印鑑で押印

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合は、所属所の所属所長に通知することによる

一般貸付けを新規で申し込みする場合、「新規」に○をし、新たに設定した1回当たり償還額を記載

<当共済組合の借入状況>

(単位：円)

貸付種別	区分	1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中	14,290	28,400
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規・借替え・償還中	16,264	72,636
住宅災害貸付け(介護除く)	新規・借替え・償還中		
	借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中	9,527	56,801
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
合計		(A) 40,081	(B) 157,837

現在償還している共済貸付について、それぞれ金額を記入(償還表を参照)

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1回当たりの償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の1回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
財団法人 滋賀県教職員互助会	新規借入	年 月 日		
	既借入	20年12月10日	1,000,000	312,312
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>！ 申告書記載における注意事項！ 記入誤り等による訂正の際には、訂正箇所には二重線を引き、申出印にて押印 なお、金額訂正は、数字全体に二重線を引き、同様に押印が必要</p> </div>				
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C) 312,312

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。
 <金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連
 合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興
 開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けて
 いる一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

**貸付申込書と同じ給料月額を記入
(給料月額)**

<申込人の給料月額>

(D) 312,300 円

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入して

**貸付申込人にて計算をし、算式どおりになるか確認
不等号が成立しない場合は、貸付けができません。**

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≦	(D) × 4.8
480,972	315,674	312,312	1,108,958		1,499,040

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。